

特定施設入居者生活介護 介護付有料老人ホームほうらい葛原  
重要事項説明書

<令和6年6月1日>

1 利用者（被保険者）

入居者様氏名	
要介護認定区分	
要介護認定有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
認定審査会意見	

2 事業者（本社）の概要

名称・法人種別	有限会社 ほうらい
代表者名	秋吉 雄一朗
本社所在地・連絡先	(住所) 北九州市戸畑区小芝一丁目6番10号 (電話) (093) 871-8200 (FAX) (093) 871-8201

3 事業所（ご利用施設）

施設の名称	介護付有料老人ホーム ほうらい葛原
管理者の氏名	田中 晃代

所在地・連絡先	(住所) 北九州市小倉南区葛原五丁目2番21号 (電話) (093) 475-0038 (FAX) (093) 475-0527
---------	--

#### 4 事業の目的及び運営方針

##### (1) 事業の目的

有限会社ほうらいが設置運営する介護付有料老人ホームほうらい葛原（以下「事業所」）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護職員が要介護状態にある高齢者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活に置ける援助、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営んでいただく事を目的とする。

##### (2) 運営方針

本事業所は、介護保険法並びに関係する厚生労働省、告示の趣旨及び内容にそって次のとおりとする。

1. 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、入居者及びその家族のニーズを的確に捉え、利用者の自己決定を尊重し各個人に応じた適切なサービスに努める。
2. 入居者またはその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
3. 自らその事業所の質の評価を行い、常にその改善を図る。
4. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

##### (3) サービスの特徴

本事業所は24時間の介護体制を行っており、夜間対応、緊急時の対応を行います。  
又、近隣の医療機関との協力体制により、入居者の健康管理を行います。  
食事に関しては、一日三食、バランスのとれた食事、一回のおやつを提供します。  
又、入居者の体調や状態に合わせた食事の提供ができます。

##### (4) その他

事 項	内 容
-----	-----

特定施設サービス計画の作成及び事後評価	<p>計画作成担当者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、特定施設サービス計画を作成します。</p> <p>また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。</p>
従業員研修	年12回、社内の研修を行っています。

## 5 ご利用施設で実施する事業

事業の種類	県知事の事業者指定		定員
	指定年月日	指定番号	29人
特定施設入居者生活介護	18年3月1日	福岡県 4070502820	

## 6 施設の概要

### (1) 構造等

	敷地	777.19㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート3階建（耐火建築）
	述べ床面積	1,249.51㎡
	利用定員	29人

### (2) 主な設備

設備	室数	面積（一人あたりの面積）	備考
食堂兼機能訓練室	3	1階 48.0㎡（6.0㎡） 2階 33.3㎡（3.3㎡） 3階 22.17㎡（2.0㎡）	
一般浴室	1	28.0㎡	特別浴槽1台設置 18.15㎡

健康管理相談室	1	10.2 m <sup>2</sup>	
介護専用居室	29	15.7～16.3 m <sup>2</sup>	1人部屋

7

施設の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤 換算後 の人数	職 務 の 内 容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1			0.9	事業所の職員の管理及び業務の管理
生活相談員	1		1				利用者及びご家族に対し相談援助を行う
介 護 職 員	16	13	1	2		12.8	自立支援と生活全般の支援・介助を行う
看 護 職 員	1	1				1	健康状態の把握、処置、医療関係者との連携
機能訓練指導員	1		1			0.1	日常生活を営むのに必要な機能減退を防止する訓練の提供
計画作成担当者	1		1			0.3	介護計画を作成し要介護状態の軽減、悪化の防止に努める
事務職員等							必要な事務を行う

8 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管 理 者	正規の勤務時間帯（08：30～17：30） 常勤で勤務
生活相談員	正規の勤務時間帯（08：30～17：30） 常勤で勤務

介護職員	早番（０７：００～１６：００） 日勤（０８：３０～１７：３０） 遅番（１０：００～１９：００） 夜勤（１６：００～０９：００）
看護職員	正規の勤務時間帯（０８：３０～１７：３０） 常勤で勤務
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（０８：３０～１７：３０） 常勤で勤務
計画作成担当者	正規の勤務時間帯（０８：３０～１７：３０）

## 9 特定施設入居者生活介護の内容と費用

### (1) 介護保険給付対象サービス

#### ア サービス内容

種類	内容
食事	入居者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。 (食事時間) 朝食０８：００～０９：００ 昼食１２：００～１３：００ 夕食１７：３０～１８：３０ 時間は多少前後することがあります。
入浴	入居者の状況に応じて適切な入浴介助を行うと共に、入浴の自立についても適切な援助を行います。 入浴日(一般浴：月・木、機械浴：火・金)
排泄	入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週一回実施します。尚、汚れた場合はその都度対応します。
機能訓練	機能訓練指導員により入居者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 <当施設の保有するリハビリ器具> 歩行器 7台    プーリー 1台    エアロバイク 車いす 12台 平行棒 1台

健康管理	看護職員により入居者の状況に応じて適切な措置を講じます。 外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来る限り配慮します。
レクリエーション等	当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 カラオケ・DVD ビデオ・
相談及び援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。 (相談窓口) 相談窓口責任者、生活相談員

## イ 費用

原則として介護保険負担割合証に応じた介護サービス費が入居者の負担額となります。

利用者負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合は、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

利用者負担金（介護保険施設サービス費 単位数単価：10.14） ※30日の場合

算定単位	1日につき	介護保険負担割合 1割の方	介護保険負担割合 2割の方	介護保険負担割合 3割の方
要支援 1	183単位	5,490単位	10,980単位	16,470単位
要支援 2	313単位	9,390単位	18,780単位	28,170単位
要介護 1	542単位	16,260単位	32,520単位	48,780単位
要介護 2	609単位	18,270単位	36,540単位	54,810単位
要介護 3	679単位	20,370単位	40,740単位	61,100単位
要介護 4	744単位	22,320単位	44,640単位	66,960単位
要介護 5	813単位	24,390単位	48,780単位	73,170単位

下記の法令に基づいた費用が別途加算となります。

\*介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＝所定単位の12.2%

協力医療機関連携加算＝100単位/月

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）＝6単位/月

科学的介護推進体制加算＝40単位/月

生産性向上推進加算（Ⅱ）＝10単位/月

高齢者感染対策向上加算（Ⅱ）＝5単位/月

\*退院・退所時連携加算（30単位/日）＝入居日より30日間のみ加算

(2) 介護保険給付対象外サービス

料金の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	料 金
入居預り金	退去時の補修費としての預り金 (居室の補修費を精算し残高を返還)	100,000 円
家賃相当額	個室 1 部屋の家賃相当額	30,000 円
管理費・共益費	施設内における管理業務費、 共有部分の水光熱費	管理費 22,000 円(税込) 共益費 16,500 円(税込)
食 費	一日三食提供、おやつ含む (朝 550 円 昼 600 円 おやつ 100 円 夕 600 円)	日額 1,850 円 月額 55,500 円 (1 ヶ月 30 日の場合)
水光熱費	個人居室の水光熱費	日額 250 円 月額 7,500 円 (1 ヶ月 30 日の場合)
寝具リース料	枕、枕カバー、布団、布団カバー ベッドパッド、シーツ、防水シーツ	日額 120 円 月額 3,600 円 (1 ヶ月 30 日の場合)
その他	介護用品費 (おむつ代等)、健康診断費は別途自己負担	

利用された場合、全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料
理髪・美容	・毎月1回理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。	調髪 1,980円
レクリエーション行事	・主なレクリエーション行事 ボランティアの舞踊・音楽療法 月一回の誕生会・季節の行事 参加されるか否かは任意です。	特別な場合を除き、無償サービスですが実費をいただく場合があります。
日常生活に要する費用で本人の負担になるもの	① 居室の清掃	無償サービス
	② 行政機関の手続き 介護保険関係の行政手続き	無償サービス
	③ 嘱託医による診察、往診等	医療費の保険診療による自己負担分をお支払いいただきます。
	④ 日常生活品の購入がご自身で困難な方は、衣服、スリッパ、歯ブラシ等日用品の購入の代行をさせていただきます。	購入代金をご負担いただきます。
	⑤ 個別的な外出介助	職員による介助 (実費負担) 30分 600円
	⑥ 複写物の交付	ご契約者は、サービスの提供についての記録を、いつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円
	⑦ 洗濯	3,780円/月(週2回) コインランドリー使用時 1回 400円は別途実費

## 1 0 利用料等のお支払方法

毎月末日に、「9 特定施設入居者生活介護の内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、次のいずれかの方法により支払い願います。

- 銀行口座振替（福岡銀行のみ）毎月 15 日
- 現金払い 請求書到着後 1 週間以内
- 金融機関振込 請求書到着後 1 週間以内 \*手数料は、入居者負担となります。

福岡銀行		曾根支店
普通	口座名義人	有限会社ほうらい 介護付有料老人ホームほうらい葛原 代表取締役 秋吉 雄一朗
	口座番号	582913

※ 入金確認後、領収証を発行します。

## 1 1 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画に従い対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画に従い、年 2 回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	3 個所
	避難階段	1 個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	10 個所	消火器	7 本
消防計画等	小倉南消防署への届出日：令和 5 年 6 月 23 日 防火管理者： 田中 晃代			

## 1.2 緊急時等における対応方法

入所中に病状の急変などがあった場合は、速やかに入居者の主治医、当事業所の協力医療機関、緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡をします。

主治医	病院名 及び 所在地	はやし内科胃腸科クリニック 北九州市小倉南区横代北町1丁目3-32
	氏名	林 一朗
	電話番号	093-963-6110

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	( )
	住所	
	電話番号	

## 1.3 協力医療機関等

医療機関	病院名 及び 所在地	医療法人 北九州総合病院 北九州市小倉北区東城野町1-1
	電話番号	093-921-0560
	診療科	内科・消化器科・呼吸器科・循環器科・外科 整形外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・脳神経外科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
	契約の概要	救急医療の対応

## 1.4 協力歯科医療機関

歯科	病院名 及び 所在地	泉歯科医院 北九州市小倉南区葛原1丁目10-3
	電話番号	093-473-8888
	契約の概要	嘱託歯科医として入居者が歯科医療を要する場合の対応及び往診による管理指導、診察・治療

## 1.5 相談窓口、苦情対応

当施設お客様 苦情相談窓口	窓口責任者 田中 晃代 ご利用時間 10:00～17:00 ご利用方法 TEL 475-0038 FAX 475-0527 苦情箱（1階エレベーター横）
行政機関相談窓口 小倉南区役所高齢者障害者 相談コーナー【介護保険係】	所在地 北九州市小倉南区若園五丁目1-2 電話番号 093-951-4111 対応時間 平日08:30～17:00

## 1.6 損害賠償責任保険

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険内容	介護事業者賠償責任補償 介護業務中の職員が業務中に他人の身体を傷つけたり、他人の物を壊したり、又はケアプラン作成ミスによって入居者に過剰な経済負担をさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担しなければならない場合の損害金の補償

入居者に対する事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じ当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、事故が生じた原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

万が一事故が発生し入居者の身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。ただし、入居者側に重大な過失がある場合には賠償額を減ずることがあります。

## 1.7 施設の利用にあたっての留意事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為・禁止行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないでください。 職員に対する身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント行為。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内での執拗な宗教活動、政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

## 1.8 施設入居・利用契約

施設の運営については、利用者と事業者との間で結ばれた施設入居・利用契約に従います。